

マイナンバーの届出（預貯金口座付番手続）について

商工中金

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）に基づき、一部のお取引の際に預貯金口座付番の希望を確認させていただいております。お客さまがご希望される場合、お客さまの個人番号と当金庫にあるお客さま名義の口座を紐づけて管理いたします。預貯金口座付番手続の際は、以下の点についてご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 預貯金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設を行うお客さまに、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。

預金口座開設にともない個人番号のお届けを希望される場合は、お手数ですが預金口座開設後にお取引店にご連絡ください。

なお、法令上の義務があるお取引を除き、個人番号のお届出は任意です。お届出いただけない場合でもお取引に影響はございません。

2. 預貯金口座付番の趣旨について

口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。

・ 預貯金者の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続において預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

3. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について

本申込を行うお客さま名義の当金庫にある全ての預貯金口座が付番対象となります。

4. 最新の個人情報の提供について

本申込時、お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。当金庫に届けている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続等を行っていただく必要があります。

5. 個人情報の利用目的について

本申込により提出された個人情報の利用目的については、「個人情報、特定個人情報等のお取扱いについて」(<https://www.shokochukin.co.jp/privacy/pdf/privacy01.pdf>) をご参照ください。

6. 預貯金口座付番の結果通知について

郵送等によりお客さま宛に結果通知させていただきます。なお、ご来店いただき届出を行う場合は、お客さまへのご説明をもって結果通知に代えさせていただきます。

必要書類・確認事項等

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意（上記項番2への承諾）	個人番号届兼告知書 ^{※1}
本人確認情報（氏名、住所等）	本人確認書類 ^{※2}
個人番号	個人番号が確認できる書類 ^{※3}

※1：個人番号の届出をご希望の場合は、当金庫から様式をお渡しいたします。

※2：顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

※3：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。

本件に関するお問い合わせ先

- ・商工中金への個人番号届出手続き（商工中金とのお取引に関する事）について
商工中金の各お取引店にお問い合わせください（店舗一覧は[こちら](#)）
- ・マイナンバー制度・口座管理法制度全般について
国のマイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください
電話番号 0120-95-0178
受付時間 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30（年末年始を除く）

なお、既に預貯金口座付番に同意のうえ届出いただいたお客さまにもご案内させていただく場合がございます。お届けいただいている内容に変更がない場合は、お手続きは不要です。

以上